

「日本軍『慰安婦』問題解決のための1000回水曜デモ」に 連帯する学習集会

ご案内

日本軍「慰安婦」問題は、韓国憲法裁判所判決(※)を機に再び日韓問題に浮上し、国連など国際社会でも論議をよんでいます。

私たちは、慰安婦問題の一日も早い解決を願って、国際連帯のグローバルキャンペーンの日である12月14日に学習集会を開きます。

1992年から今まで、韓国市民や被害者のみなさんが人権回復を訴えて毎水曜日に重ねてこられた水曜デモ1000回を迎える日に、ぜひご参加くださるようご案内いたします。

※韓国の憲法裁判所が、今年8月30日、日本軍「慰安婦」の賠償・個人請求権をめぐる、同国政府がその解決に努めないことは「憲法違反」との判決を出した。

講師：弁護士 さい 崔 のぶよし 信義氏

テーマ：韓国憲法裁判所の判決と

日本軍「慰安婦」問題

と き：12月14日(水)13:30～15:30

と ころ：仙台弁護士会館 4F

参加費：500円

【権 信義氏のプロフィール】

- ・ 仙台弁護士会所属
- ・ 主な担当した訴訟
402号通達違法を理由とする損害賠償請求訴訟
一般疾病医療費支給申請却下処分取消等請求事件
- ・ 日弁連 日韓弁護士会戦後処理WG委員

主催 日本軍「慰安婦」問題の早期解決をめざす宮城の会

連絡先 仙台市青葉区国分町1-3-20 仙台中央法律事務所 電 090-2023-9076 090-7799-4296

この要望書を内閣総理大臣と外務大臣に十月二二日に送りました

内閣総理大臣

野田佳彦 殿

外務大臣

玄葉光一郎 殿

日本軍「慰安婦」問題についての要請書

八月三〇日、韓国憲法裁判所は日本軍「慰安婦」らが日本政府に損害賠償を求める「個人の請求権問題」について、韓国政府が日本と外交交渉しないのは被害者らの基本的な人権を侵害し憲法違反であるとの判決を言い渡しました。

これを受け韓国政府は、「一九六五年の日韓請求権協定」は個人の賠償請求権を対象としておらず、元「慰安婦」には請求権があり、政府として今後解決のため外交努力をすると言明しました。九月一五日韓国外交通商省は、日本大使館に「慰安婦」の賠償請求権確認のための政府間協議を提案し、さらに九月二四日、日韓外相会談で金星煥外交通商相は、玄葉光一郎外相に政府間協議を提案しましたが、玄葉外相はこれを拒否しました。その上で韓国は十月一日国連総会第三委員会でこの問題を提起、それに対し日本は「解決済」とかたくなに拒んだと伝えられています。

日本軍「慰安婦」問題は一九九一年、金学順さんが自らの体験を公表して以来、次々と被害者が名乗り出て、日本政府に対し謝罪と賠償を求め、これを支持する声は国内外に広まってきました。

日本政府は一貫して、日韓間の問題は日韓協定により個人の請求権を含めて全て解決済としているため、「慰安婦」裁判では事実を認定した場合でも救済の手立てがないとして却下が相次いだのでした。

こうした日本政府の態度には国連のさまざまな機関や、欧米・東アジアの国々からも強い批判と適切な対処を求める勧告や議会決議がなされてきました。これに背を向け、世界の常識に反する行動をとることは、日本の恥を上塗りするだけです。

私たちは、世界中の全ての人々の人権を尊重する立場から、日本政府が今回の韓国政府の申し出を受け入れ、誠実に協議に応ずることを求めます。

二〇一二年十月二二日

日本軍「慰安婦」問題の早期解決をめざす宮城の会

野田 佳彦

玄葉 光一郎

金星煥

菅 義偉

野田 聖子

高市 早苗

石原 徹也

山本 太郎

小野 田 佳彦

菅 義偉

野田 聖子

高市 早苗

石原 徹也

山本 太郎

小野 田 佳彦

菅 義偉

野田 聖子

高市 早苗

石原 徹也